

広域的実施体制への 人員の移管について



福岡県知事 小川 洋

人材調整準備会合における本県意見

第1回

国の出先機関の「丸ごと」移譲に伴う人員移管に関する考え方 (本県提出資料抜粋)
(中略)

3 給与等の取扱い及び財源の確保

給与等は、特別地方公共団体の定める規定によって支給するが、給与・退職手当・共済負担金などの人件費については、事務事業の執行に必要な事業費及び事務費とは区分して所要額を国において確保し、その交付金によって賄う。

4 人員移管を円滑に進めるための措置

財源の確保を担保する法的措置が必要である。
国と地方が対等の立場で協議し、調整する体制の確保が必要である。

【趣旨】

人員の移管に当たっては、従事している職員の皆さんの不安を払拭し、職務意欲の低下を招かないこと、むしろ職務の意義を再確認し以前にも増してモラルを高めることができるようにすることに最も意を用いなければならない。

「事務事業の執行に必要な事業費及び事務費」と「人件費」を区分して、それぞれ所要額を確保することが必要。

第2回

「事業費を確保して事業の減少は招かないこと」、「人件費を確保してマンパワーの低下を招かないこと」を明確な方針として示すことが、市町村や住民、そして職員の不安を払拭し、円滑な移譲を実現することにつながる。

「事務事業の執行に必要な事業費及び事務費」と「人件費」をそれぞれしっかり確保するという明確な方針を示した上で、具体的な国の財源確保について御検討いただきたい。

【趣旨】

市町村や住民が最も心配しているのは、

従来どおりの事業量の確保及び レベルの高いマンパワーの維持。

国家公務員にとって最も心配な点は、移管後の仕事の確保や給与等の身分の取扱い。